

特殊詐欺被害防止に向けた当組合の取組みについて

令和 5 年 8 月 10 日
山形農業協同組合

昨今、特殊詐欺（振り込み詐欺、還付金詐欺など）の手口が巧妙化しており、ＡＴＭ操作に不慣れなご高齢の方をＡＴＭに誘導して多額の貯金を振り込ませたり、ご高齢の方から通帳やキャッシュカードをだまし取って現金を引き出したりするなど、ご高齢の方が被害にあわれる事案が非常に多く発生しています。

当組合では、2018 年 10 月より特殊詐欺等の被害防止に向けて一部のお客さまを対象にＡＴＭでのお取引を制限させていただいておりますが、山形県警察本部からの要請もあり被害の防止に向けた制限を下記のとおり強化することといたしました。

ご対象となるお客さまには大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 取引制限の内容

制限の内容	年齢（※）		対象となる口座
	65 歳～69 歳	70 歳以上	
ＡＴＭによる「お振込み」の上限額が 10 万円となります	対象		65 歳以上（※）のお客様でかつ 3 年間取引のない口座
<新たに追加する制限内容> ＡＴＭによる「お引出し」の上限額が 30 万円となります	(対象外)	対象	70 歳以上（※）のお客様の口座

※6 月 30 日時点での年齢をもとに判定しております。

2 制限の開始日

令和 5 年 10 月 25 日（水）

3 その他

- 制限を希望されないお客さまは、以下の書類等をお持ちのうえ令和 5 年 10 月 25 日以降、窓口にて制限解除のお手続きをお願いいたします。詳細につきましてはお取引のある店舗または下記＜本件に関するお問い合わせ先＞にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。
- ・運転免許証または健康保険証等の本人確認書類
 - ・通帳またはキャッシュカード
 - ・お届け印

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
山形農協 金融共済部
(023) 624 - 8268